

JV準則・適正化指針の改正について

(復旧・復興JVの位置付け等)

復旧・復興JV（復旧・復興建設工事共同企業体）

被災地域

- ・近年、災害が激甚化・頻発化。大規模災害の被災地域では、平常時と比べて建設工事需要が突発的に著しく大きくなる。
- ・被災地域内の企業単体では施工体制を確保できなくなり、不調・不落の発生率の上昇等により迅速な復旧・復興がなされないおそれ。

復旧・復興JV

被災地域の
建設企業



地域内外の
建設企業

被災地域の建設企業の施工力を強化

復旧・復興JVをJV準則へ位置付け、被災地域における施工体制を確保

復旧・復興JVの主な特徴

① 性格

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成される共同企業体

※ 被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある期間において活用

② 工事の種類・規模

大規模災害^(※1)からの復旧・復興工事とし、大規模な工事と技術的難度の高い工事^(※2)をのぞく

※1 激甚災害として指定された災害その他の特に激甚な災害

※2 WTO対象工事及び特定JV対象工事

③ 構成員の組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を少なくとも一社含む

④ 共同施工（甲型）の技術者要件

工事規模に見合った施工能力を有する構成員が技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の技術者は兼任可

⑤ 代表者

原則として、地元の建設企業

復旧・復興JVの運用に向けたスケジュール

復旧・復興JVを共同企業体運用準則(JV準則)へ位置付けるにあたっては、
入契法適正化指針も変更し、復旧・復興JVを同指針にも位置付けることが必要。

JV準則改正案のご審議

※ あわせて、入契法適正化指針変更案のご審議

3月14日 中央建設業審議会総会

入契法適正化指針の
変更の閣議決定

JV準則の改正を決定
→ 改正JV準則の実施を勧告
(中建審会長から各発注者あて)

4月以降

復旧・復興JVについての運用に関する通知を发出
(国交省から各発注者・建設業団体あて)

各発注者において、JV運用基準を作成
→ 復旧・復興JVの運用開始

適正化指針とは

入契法※に基づき、国交大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定（R1.10最終変更）

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負う。
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表。
- 国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請。

※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ✓ 激甚化・頻発化する災害への対応力の強化が急務
- ✓ 公共工事の円滑な施工の確保や担い手の中長期的な育成・確保、処遇改善のため、ダンピング対策等の入札・契約適正化の取組を一層徹底する必要

変更案のポイント

◆ 災害復旧等における入札・契約

- 大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図るため、**復旧・復興建設工事共同企業体**について追記
- 災害復旧工事等の円滑な実施を図るため、**他の発注者との連携**について追記

◆ 適正な予定価格の設定・ダンピング対策

- ダンピング対策の観点として、公共工事を実施する者の**適正な利潤の確保**について追記
- 適正な予定価格の設定を図るため、適正な積算を行うべきものに**建設発生土等の運搬・処分等に要する費用**を追記
- ダンピング対策の徹底を図るため、**低入札価格調査基準等を適正な水準で設定**することについて追記

◆ 適切な施工の確保

- 工事に必要な情報の関係者間での把握・共有の推進のため、**設計図書における条件明示**について追記
- 適切な設計変更の実施や変更手続の円滑化のため、**設計変更ガイドラインの策定等**について追記
- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るため、**国・発注者によるCCUS活用促進の取組**について追記